

大学審議会大学教育部会における 「審議の概要（その2）」について

——予測される事態と大学教育の自主的改革の展望——

林 俊 夫

はじめに

臨時教育審議会（1984.8.21～1987.8.20）の答申を受けて大学審議会が発足したのは今から約3年余り前（1987.9.18委員任命）であるが、大学審議会は、発足1年後（1988.12.19）には先ず「大学院制度の弾力化について」の答申を行い、1989年7月には『大学教育部会における審議の概要』を公表し、そして1990年7月には、更にそれを具体化する形で『審議の概要（その2）』を公表した。そしてこの報告は、事実上、答申原案にあたるものであると言われており、今後のスケジュールとして1991年1月に、実施可能なものについて部分的答申を行い、2月には本答申、続いて7月ごろを目途に省令改正を行い、平成4年度にも実施に移すとされている。

『審議の概要（その2）』は、「大学設置基準の大綱化」と「大学評価システムの確立」を主要な柱とし、新制大学始まって以来の大改革を断行しようとする内容になっている。そして、その制度改革の突破口が「大学における一般教育」の制度上の廃止であり、教養部の改組転換を含めた「一般教育実施組織」の見直しであることはほぼ確実である。そういう意味で、一般教育を重視した新制大学の理念を制度の面から空洞化しようとする意図が明らかであり、今後大学によっては、一般教育が欠落した大学、いわば実利中心の「専門学校化」する大学が出てくる可能性も大きいといわれている。

そこで、『大学審』は大学設置基準をどう変えようとしているのかについて具体的に紹介し、そのような制度的改変を目前にして我々は、大学教育の自主的改革をどう展望したら良いのか、ということをごく大まかに考察してみたい。

1. 『臨教審』と『大学審』が狙いとする大学教育政策は同じか？

その前に、『大学審』が狙いとする大学教育政策が『臨教審』の延長線上にあるのかどうか、昭和46年の中教審答申と比較し検討してみることにする。

46答申では、大学の「種別化」をいわゆる「先導的試行」で行おうとするものであったが、これは結局失敗した。しかしその後かたちを変えて、いわば財政誘導策に各大学が乗せられて大学の格差づけが進行し、大学の種別化が実質化する素地が作られた。それに拍車をかけたのが「共通一次試験」の実施であったと考えられる。まさに、この点に中央集権的な大学政策があったと考えるが、それでは『臨教審』が内容とする特徴はどうか。『臨教審』では、46答申のように大学の「種別化」という言葉を使っていない。それに代わって、高等教育機関の「多様化」が必要であり、各大学の「個性化」が必要であると言っている。つまり多分、各大学の「役割分担」が必要であると言いたいのであると思うが、それを各大学の「自己責任の原理」で行えと言っている。

要するに国の文教政策として、少なくとも高等教育に関するかぎり、「大学設置基準の大綱化」という規制緩和（deregulation）を行う、即ち「大学教育カリキュラムの自由化」を行う、但し、大学の質が落ちては困るからということで「大学の自己評価システム」を確立すべきというのが『臨教審』の基本的考え方であった、と筆者は理解していた。なお、「規制緩和」とか「大学教育カリキュラムの自由化」という言葉自体聞こえは良いが、言葉をかえていえば、国の役割としての制度的措置や財政的支援を破棄して、各大学をサバイバル競争のつぼの中に投げ入れようとする危惧があることも指摘しておきたい。

しかしここで強調しておきたいことがある。それは、『大学審』が狙いとする大学教育政策が、「規制緩和」という点で『臨教審』のそれとは同じではないということである。つまり、「大学の自己評価」を文部省の行政指導のもとに置き、政策的観点からみた、いわば「格付け評価」によって大学予算の重点的配分を行おうとする意図があるように思えるからである。1990年10月、『大学審』が公表した『高等教育計画部会における審議の概要について』には、「大学の重点的整備」を「評価」と連動させた箇所が随所に出てくるのも、その一端の現

れと思われるからである。

従って、大学教育の「多様化・個性化」も文部行政の意に背かない範囲でという限定付きということになりかねず、依然として、文部省と大学との権力上の関係が温存されたままであるといえる。この意味において、『大学審』の政策は、むしろ46答申の延長線上にあると考えられる。

2. 『大学審』は大学設置基準をどう変えようとしているか

『審議の概要（その2）』は、大枠において答申原案にあたるものといわれている。これを現行の大学設置基準と比較してみたとき、それが今後どのように改正されるのか、その殆どが網羅されているように思われる。そこで、『審議の概要（その2）』をもとに、別掲の資料「大学審の大学設置基準大綱化案」の作成を試みた。この資料をもとに、『大学審』は設置基準をどう変えようとしているか、今後予測される事態を含めて、その主な問題点を指摘してみたい。

(1) 設置基準上、「一般教育」と「専門教育」の概念を抹消する問題

大学設置基準の大綱化の最も中心的な問題は、基準としての「授業科目の区分」の廃止である。従来、第19条で定められていた、大学で開設すべき「授業科目の区分」が無くなる。そのかわり、大学に共通した教育目的ということではなく、各学部、学科（課程）の教育目的の達成に必要な授業科目を開設すべきという規定に改められる。大学ではなく、各学部、学科（課程）の教育目的の達成に必要な、という箇所注目する必要がある。

要するに「授業科目の区分」の廃止によって、少なくとも法令上から「一般教育」という概念が抹消され、従って「専門教育」との区別も無くなり、新制大学創設以来40年にわたって展開されてきた大学教育論の基本的な枠組みが大きく変えさせられることになる。

なお、この「授業科目の区分」の廃止によって、第32条で定められていた学生の「卒業要件」は、総単位数を規定するにとどまり、学生にとっては一般教育等科目の履修義務が無くなる。

従って、大学によっては、一般教育を軽視した実利中心の大学も出てくることが予想される。また学内的には、「授業科目の区分」の廃止と関連して、一般

教育の単位数に相当する授業を誰が担当するのか、教員の負担増の問題として混迷した争いが生ずることも予想される。

(2) 行政上、一般教育担当部局を抑圧する問題

「授業科目の区分」の廃止に伴って、第11条で定められた授業科目区分ごとの「専任教員数」の基準を定める別表が無くなる。具体的には、各国立大学に置かれている「一般教育」の学科目は消えて無くなり、関係の講座・学科目は整理されると言われている（国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令）。そして、概算要求事項としての項目「一般教育等学科目の増設・整備」は無くなって、一般教育に関する概算要求は、学部教育の枠の中でその一部として可能になると言われている。各大学の学部創設、学科・課程設置、学生増募などの概算要求についても、制度上の一般教育・専門教育の区分が無い場合、その概算要求では、一般教育・専門教育の両者を含む4年間の学部教育カリキュラムと、それに基づく人員配置計画等の全体を提示することが求められるようになるであろうと言われている。

『審議の概要』においても、一般教育実施組織に関して、次のように述べている。「授業科目区分の整理等の大学設置基準の大綱化により、4年間を通じての一貫したカリキュラムの編成、一般教育等担当教員と専門教育担当教員の固定化の解消等が期待されるが、これに伴い、各大学において、教養部の改組転換を含め、一般教育の実施組織の在り方について、再検討が行われることが望ましい。また、文部省においても、このような趣旨に沿った改革の具体化を積極的に支援することが望ましい。」

現在、各大学においては、学部化構想、他学部への統合、関連学部への分属の三つのパターンが検討されているようであるが、その改組転換の形態をみれば、1989年3月に西岡文部大臣が追加諮問をした枠内の形態でのみ事態が進行しているように思われる。

このことに関して、我々大学人自身が、大学教育行政の指導や法令に依存する傾向がありはしないか、設置基準改正のいかんにかかわらず、事実上「一般教育」の制度を維持し、発展させる展望をどう見出すのか、その場合、一般教育の責任主体の在り方をどうするのか、各大学の状況に応じて真剣な検討が必

要とされている。

(3) 「大学の自己評価システム」の確立をめぐる問題

現行の設置基準では、第1条に於いて、「設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」となっているが、それにかえて、「各大学自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定める」と改正され、学則等で「全学的な自己点検・評価のための組織」を設け、その「点検・評価の結果を社会に公表することが望ましい」としている。

この「大学の自己評価」の問題は、設置基準の大綱化のいかにかわらず、大学教育の改善・改革を図っていくためには避けて通れない課題であると考えられる。しかし、様々な問題がある。というのは、わが国の大学では、「自己評価」に馴染みがなく、その意味・概念に混乱が見られるからである。例えば、国大協が今から5年余り前（S60.3）第1常置委員会に『大学の在り方の検討小委員会』を設置して、大学の自己評価の問題について検討し中間報告を出したが、それが2年後（S62.6）の本報告では「大学の自己評価」が「大学の教員評価」、つまり教員個々人の「業績評価」に矮小化されてしまった。若干乱暴な言い方をすると、「大学の自己評価」を個々人の「業績評価」の総体とみて、大学を格付けするための評価、要するに「格付け評価」と見る観点が、残念ながら国大協においてすら大勢であると言えるのではないか。これがわが国の実態であると言えよう。

『大学審』の本音も、「大学の自己評価」を、大学の重点的整備のために利用しようとするところにあると思われる。「大学の自己評価」の本来の趣旨には、大学人の自律的な大学改革のためのアセスメント、つまり「フィードバック評価」としての意味がある。ところが『大学審』には、大学を文部行政のコントロールのもとにおくための「格付け評価」として利用しようとする意図があるのではないかと疑われ、結果として、『大学審』が強調する「大学の自己責任の原理」をないがしろにするものであるとすることができる。

このことと関連して、一般教育学会の『大学審』に対する意見書では、大学の自律的な自己評価を支援するためのアクレディテーション構想を提案し、そ

の機能は大学基準協会等が担うべきだとしている。つまり、「大学評価」は「大学の自己評価」が全てではなく、大学資格水準確保のための「大学の公的評価」も必要であり、この両者の確立が前提となっはじめて「大学評価」が成立するとしている。ところが『大学審』では、アクレディテーションは「大学の自己評価」をより効果的に実施するための方法、つまり「大学の自己評価」のサブシステムとして捉え、「大学の公的評価システム」の展望を見出せていない。なお、一般教育学会の意見書では、「行政機構に付随した評価システム」が温存されたままで設置基準の大綱化が行われれば、行政機構のフリーハンドが横行するとして、大学教育行政についても「フィードバック評価」を取り入れるべきだ、としている。

(4) 多様な学習機会の提供をめぐる問題

設置基準上では、これまで規定されていなかったもの、或いは現行規定を強化するものとして以下の4つの項目が挙げられる。

- a コース登録制・科目登録制の新たな導入
- b 昼夜開講制の促進
- c 大学以外の教育施設等での学習成果の単位認定の新たな導入
- d 編入学定員の新たな設定

具体的な紹介は別掲の資料にゆずる。要は、大学がこれからの多様化に対応して、生涯学習機関としての役割を担う必要があるとの指摘である。1990年10月、『大学審』が公表した『高等教育計画部会における審議の概要について』では、「高等教育の規模が拡大し、広く普及した状況では、①研究指向のもの、②教育に力点を置くもの、③地域における生涯学習に力を注ぐものといった、様々なタイプの高等教育機関が育っていくことが考えられる」と述べている。まさに、大学の「役割分担」の発想がある。若干乱暴な言い方をすれば、学生適齢人口の急減期を迎えていやおうなしに対応を迫られる大学も出てくるという事態も想定されている。このような事態を認めたとしても、我々大学教師は、従来のような教育の仕方に対応できるのか、大学の果たす役割は何か、という基本的な問題について真剣な検討を迫られるようになると考えられる。

(5) 教育研究体制の切り下げをめぐる問題

教育研究体制の問題に関しては、『審議の概要』を見るかぎり、極めて冷やかな内容になっている。それを設置基準上からみると、以下の5つが挙げられる。

第5条—学科目制及び講座制の予算・人事格差の温存

第12条—兼任教員数の上限1/2の廃止

第29条—授業を行う学生数の定量的規制の廃止

第38条—校地及び校舎の面積について（6倍基準から3倍基準の特例の活用）

第40条—図書及び学術雑誌について数量的基準を廃止する側面の問題

なお、上記のような第29条の改正を提唱しながら、他方で、ゼミナール形式の授業など双方向的授業の必要性を指摘しているという矛盾にも注目しておく必要がある。何れにしても、大学はつくり易いが、教育研究条件は、これまで以上に切り下げられることになる。例えば、教育上の新たな改善・改革を行おうとすれば、これまで以上の労働強化を我々に強いることになる。そのうえ文部省が大学を評価して、重点的な財政的支援を行うということを考え合わせると、文部行政の果たす役割に強い疑問を抱かざるを得ない。

(6) その他

およそ以上が、設置基準上からみた『審議の概要』の紹介であるが、もう一つ第26条に規定されている「単位の計算方法」に係わって重要な問題がある。現行の設置基準では、自学自習を基本として教室外での学習時間を含めて単位数を計算することになっている。いまの学生の実態はその基本から程遠いところにあり、この学生の実態を改善する方向で大学教育を改革していかなければならないのは当然のことと考えるが、設置基準改正の内容はそれとは反対に、いわば学生の実態に合わせて、教室外における準備のための学習時間を含めないとしている。そこには、大学教育の原理・理念をよりどころにして改正するという発想が全く無い。実態に合わせて問題を不問にしようとするように思われる。設置基準から「一般教育」という概念を抹消するというのも、これと同じ発想があるように思えてならない。

次に、『審議の概要』を全体として見た場合、我々大学教師はこれをどのように受けとめるべきか、ということについて考えてみたい。

一つは、設置基準の改正に係わる制度的な問題、これには様々な問題があることを指摘してきた。これは、国際化・情報化・高度化など大学をめぐる社会的な外在的問題状況があって、それを政策的な立場から設置基準の改正という形をとって出された問題であるとする。そのような外在的問題と係わって出てきた非常に問題の多い制度改革に対して、我々大学教師はどのように受け止めるべきか。少なくとも大学教育に責任を負う大学人としての立場から、このことに対する見解表明などがあって当然なのに、あまり聞かれない。

もう一つは、『審議の概要』の中の「基本的考え方の第2項」で述べている「大学教育の改善の方向」に関する受け止め方の問題である。つまり、大学における教育活動の質を如何にして高めていくかという課題に対して、我々大学教師はどう受け止めるのかという問題である。これは、設置基準でどう規定するという性質のものではなく、我々大学教師自らの責任の問題として従来から取り組んできた課題であるし、これからも不断に取り組んで行くべき性質のものである。『大学審』は、「一般教育の理念と授業の実際との間に乖離がある」とか「一般教育と専門教育の有機的関連性が欠如している」とか、いろいろ指摘しているが、そこからどのような改革の展望がでて来るのか。『大学審』は、問題があるから「授業科目の区分」を廃止して、「大学教育カリキュラム」を自由化する必要があると指摘する。我々はこれで済ますわけには行かない。問題があったとすれば何処にあったのか、大学に内在する問題として「研究」していく必要があると考える。例えば、一般教育が知識だけでないとするれば、一般教育の理念にふさわしい教授方法が開発されねばならないであろう。

『審議の概要』全体をどのように受け止めるべきか、以上二つの側面を区別して見る必要があると考える。というのは、文教政策に対する批判が少ないという現実、他方で教育方法やカリキュラムの改善に関する「研究」が不十分であるという、端的にいえば、大学には「教授法」という概念が未だ定着していないという現実、この二つの側面を区別しないと自主的な大学改革の展望が開かれないと思われるからである。

3. 大学教育の自主的改革の展望

(1) 一般教育の思想を主体的に受け止め得るか？

まず、我々大学教師が一般教育の思想を主体的に受け止め得るか、という問題がある。今日、一般教育それ自体が不必要であるという論調は、新聞論調を含めてどこにも無い。大学審議会自体も一般教育は重要だとしている。しかし大学教師は、一般教育を活性化させる意志があるのかどうか疑問であるというのも、また共通した論調であるように思われる。では、我々大学教師はどう受けとめる必要があるのか。

「学問はますます細分化と断片化を深め、学部課程の学生には授業科目の中に一定のパターンを見出したり、学んだことを自分の生きかたと関連づけたりすることができにくくなっている。学生は就職のことを大変気にかけており、技能の訓練に重点をおいた狭い職業重視主義が大学を支配している。大学は、学生を奪い合う競争にやっきとなり、市場の需要にせきたてられて、大学の使命感というものをすっかり喪失してしまっている。」

以上の問題指摘は、戦後日本の新制大学制度のモデルとされたアメリカの大学における近年の問題状況をポイヤーの著書から引用したものである。ポイヤーは、このような「大学の目標」をめぐる混乱を指摘したうえで、大学内の「多様性」が強まるなかで、大学における「共通性」の回復こそが、大学の基本的な使命を達成するために必要だとしている。上記の問題状況の指摘は、日本の大学の場合にも指摘できると思われる。国の文化・風土や大学制度上の相違があっても、それを打開する方法は、大学における「共通性」を見出すことにあるのではないか。

大学としての「共通性」の追求の中に、一般教育の思想を位置づけることが出来るであろう。

(2) 一般教育と専門教育の総合化は不可欠！

次に、一般教育と専門教育の総合化の問題である。一般教育を大学における「共通性」の問題として捉えるときには、この総合化は不可欠の課題となる。関連して、今から約20年前、海後・寺崎両氏によってなされた問題指摘を引用

しておこう。

「一般教育は、専門教育中心主義への解毒剤という消極的役割にとどまらず、さらに進んで、専門教育そのものの内容が現代の学問体系の中でいかなる位置と意義を占めるか、また、専門教育の教授活動が、学生の認識形成にいかなる役割をはたすか、これらの諸問題を提起するものであった。そして、これらの問題が解決されることを通じて、専門教育それ自体のあり方に新しい展望がひらかれることを期待するものであったといえよう。」

今から約20年前とはいえ、高等教育史の研究から為されたこの問題指摘は、ますます重要になってきているように思われる。具体的に検討すべき課題は多々あるが、その主な項目を挙げるにとどめる。

- ①一般教育と基礎教育の峻別
- ②一般教育の三分野均等必修制の見直し
- ③一般教育と専門職業教育の関連づけ
- ④教育内容とカリキュラム編成上の工夫改善
- ⑤大学教授法の開発

これらの課題どれ一つとってみても、教師一人一人の意欲と努力で出来る性質の問題ではないように思われる。仮に、このような課題に真剣に取り組むとしても、その当人にとっては、「研究と教育」という仕事の間に対立と葛藤を感じざるを得ない。一般教育の場合には特にいえる。専門教育の場合にしても、今や同じ状況にあるのではないか。というのは、大変粗雑な言い方ではあるが、教師の側の細分化された研究関心と学生の側の学問的関心との間には、乖離があるからである。そのような大学に内在する問題状況のなかで、大学教育の質を高めるためには、教育実践そのものを客観化し、対象化するための「研究」が必要である。そのためには、教師集団の協同を必須としている。このことは、大衆化された今日の大学にとって、対処すべき基本的な課題であると考えられる。そして、ここでもまた大学としての「共通性」の追求が必要となっている。

(3) 大学教育の実践を裏付ける学内共同の研究体制の必要性

この大学教育の実践を裏づける学内共同の研究体制を確立するためには、一

般教育学会が提案しているように、各大学に「大学教育研究センター（仮称）」を設置する必要がある。そして、一般教育と専門教育の総合化をはじめとする「大学教育」に関する研究活動を推進する。その成果をよりどころに大学教育の改善・改革を計画し、実施する。

さらに実施の結果を、当初の計画に照らして「評価」（See又はCheck）し、新たな計画づくりにフィードバックする。このような、大学という自律的な組織体としての「自己評価」の方法も、「大学教育研究」の推進とその実績を基盤にしてはじめて確立することが出来るといえよう。そして、これらの活動を通じて大学教育に関する教員の共通理解が相互に浸透し、そのこと自体がさらに大学改革への気運とバイタリティを高め、教授団の活性化（ファカルティ・ディベロップメント、教授団開発）に繋がることになるであろう。

およそ以上のような構想は実現可能かどうか、どうすれば可能になるのか。まず、開設されている各授業の内容が大学のめざす教育目標に合致しているかどうか、そしてそれが学生を独立した自己主導的な学習者にすることを可能にしているのかどうか、大学の教師は創造性と批判的精神とを奨励するように自己の教授法を改善しているかどうか等、これらの実態の把握に努めることを協同で始める必要があると思われる。それが「大学教育研究」の出発点だからである。この度、香川大学一般教育部に設置された『大学教育研究室』は、先ずこのことから始める必要がある。その際、全学の教官の協同を必須としている。

むすびにかえて

一般教育の導入は、新制大学の理念を実現するための中心的な改革であった。しかし、それは大学設置基準等の法令に守られての「改革」であった。その後40年の経過をへた現在、法令依存主義から脱却して大学教育の自主的改革が展望できるのかどうか、その瀬戸際にある。このような重要な時機を意識し、浅学非才を省みず、敢えて大学設置基準の大綱化をめぐる動向の紹介とその考察を試みた次第である。学内討議の一助になれば幸いである。

なおこの小論は、香川大学一般教育部『一般教育研究室』主催の一般教育研究会（1990.10.31）、及び四国地区大学高専教職員組合連絡会主催の教育研究

集会（1990.12.1）において話題提供をしたメモに、十分な準備もないまま加筆修正を行ったものである。

参考文献

- 1) 臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』第2部第4章，昭和61年4月23日
- 2) 臨時教育審議会『教育改革に関する第三次答申』第3章，昭和62年4月23日
- 3) 大学審議会大学院部会『大学院制度の弾力化について（答申）』昭和63年12月19日
- 4) 大学審議会大学教育部会『大学教育部会における審議の概要について（総会への報告）』平成元年7月27日
- 5) 大学審議会大学教育部会『大学教育部会における審議の概要について（その2）（総会への報告）』平成2年7月30日
- 6) 大学審議会高等教育計画部会『高等教育計画部会における審議の概要について（総会への報告）』平成2年10月31日
- 7) 中央教育審議会『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）』第一編第三章，第二編第一章，昭和46年6月11日
- 8) 国立大学協会第一常置委員会「大学の在り方の検討小委員会報告」『大学の在り方について（中間報告）』第5章，昭和60年3月
- 9) 国立大学協会第一常置委員会『大学における教員評価について』昭和62年6月16日
- 10) 一般教育学会『大学審議会への意見書——大学教育改革の方策について——』昭和63年8月1日，「一般教育学会誌」第10巻第2号（1988年11月）
- 11) 一般教育学会『大学審議会への意見書Ⅱ』平成元年11月2日，「一般教育学会誌」第11巻第2号（1989年11月）
- 12) 一般教育学会『大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2）」に関する意見について』平成2年10月4日，「一般教育学会誌」第12巻第2号（1990年11月）
- 13) アーネスト・L・ボイヤー著（喜多村和之・館昭・伊藤彰浩訳）『アメリカの大学カレッジ』，リクルート出版（1988）
- 14) 海後宗臣・寺崎昌男著『大学教育—戦後日本の教育改革9—』第5章，東京大学出版会（1969）

資料

大学審の大学設置基準第綱化案

現 行	大学審改正案	学則等で定める事項・大学が実施すべき事項	予測される事態
<p>第1条(趣旨)</p> <p>大学設置基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。</p> <p>3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。</p>	<p>大学設置基準において、各大学自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定めることが適当である。</p>	<p>自己点検・評価を適切に実施するため。例えば、全学的な自己点検・評価のための組織を設けるとともに、学部等の部局ごとに自己点検・評価を行うための委員会を設けるなど、自己評価の実施体制を整えることが望ましい。</p> <p>大学評価を実施する趣旨には、大学自身の改善努力を促進するにとどまらず、大学に対する社会の期待に応えるという趣旨も含まれており、点検・評価の結果を公表することが望ましい。</p> <p>自己点検の項目や評価の在り方については、参考となるマニュアルやデータ等を大学団体や学会等が作成し、提供することが望まれる。</p>	<p>☆ 文部行政の格付け評価によって、大学の格差が拡大される。</p> <p>☆ 行政的フリーハンドの拡大によって、予算配分等までに影響をおよぼす。</p>
<p>第2条(学部)</p> <p>2 学部の種類は、文学、法学、経済学、商学、理学、医学、歯学、工学及び農学の各学部その他学部として適当な規模内容があると認められるものとする。</p>	<p>現行のような学部の種類の例示の規定は設けないこととすることが適当である。</p>	<p>自己点検の項目や評価の在り方については、参考となるマニュアルやデータ等を大学団体や学会等が作成し、提供することが望まれる。</p>	
<p>第3条(学科)</p> <p>3 学科には、教育研究上特に必要があるときは、専攻課程を設けることができる。</p>	<p>大学設置基準上特に規定する必要はなく、各大学の裁量に任せることとすることが適当である。</p>		
<p>第4条(課程)</p> <p>学部の種類により学科を設けることが適当でないときは、これにかえて課程を設けることができる。</p>	<p>学部内組織については、専攻により組織される学科を基本としつつ、学部の教育目的を達成する上で有益かつ適切である場合には、学部の種類を問わず課程を設けることができることとすることが適当である。</p>		
<p>第4条の2(学部以外の基本組織)</p> <p>学校教育法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。(以下略)</p>			<p>例えば筑波大学の学群・学系のように教育組織と研究組織を分けることも可能となっている。教育研究上の目的を達成する上で有益な場合に、このような趣旨に沿って、この特例を活用することも期待される。</p>

現 行	大学審改正案	学則等で定める事項・大学が実施すべき事項	予測される事態
<p>第5条(学科目制及び講座制)</p> <p>2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。</p> <p>3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。</p>	<p>特に、国立大学においては、学科目制・講座制が、教育・研究面でとの機能とともに、予算、人事等の面でも現に一定の役割を果たしていることから、大学設置基準上、学科目制・講座制を定めることについては、従来どおりとすることが適当である。</p>		<p>学科目制・講座制に関連するいくつかの規定(第6, 7, 8条及び8条の2)については、その意義、内容をより明確化することが適切であると考えられ、……実態を踏まえつつ、整理する必要がある。</p>
<p>第11条(専任教員数)</p> <p>大学の学部における専任教員の数は別表第一(一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目ごとに専任教員数を定めた表)及び別表第三(学部ごとに専門教育科目担当専任教員数を定めた表)のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学の学部における専任教員の数は、別表第二及び別表第三の二のとおりとする。</p>	<p>大学設置基準上、授業科目の区分を整理することに伴い、全学の教員が一体的に教育を実施し得るように、必要専任教員数についても、授業科目による区分は設けないこととすることが適当である。</p>	<p>科目登録制、コース登録制の実施については、特に必要専任教員数について大学設置基準上規定しないこととするが、大幅に学生を受け入れて実施する場合も考えられ、その実施に当たっては、各大学において教育研究上の支障がないよう配慮することが必要である。</p>	<p>(一般教育の実施組織)</p> <p>授業科目区分の整理等の大学設置基準の大綱化により、4年間を通じての一貫したカリキュラムの編成、一般教育等担当教員と専門教育担当教員の固定化の解消等が期待されるが、これに伴い、各大学において、教養部の改組転換を含め、一般教育の実施組織の在り方について、再検討が行われることが望ましい。また、文部省においても、このような趣旨に沿った改革の具体化を積極的に支援することが望ましい。</p>
<p>第12条(兼任教員数)</p> <p>兼任の教員の合計数は、全教員数の1/2を越えないものとする。</p>	<p>このような制限を廃止し、大学の判断により、必要な兼任教員を配置することができるようにすることが適当である。</p>		
<p>第13条(教授の資格)</p> <p>一 博士の学位を有する者</p>	<p>これに加えて教育研究上の能力がある者という趣旨に改めることが適当である。</p>		
<p>第19条(授業科目の区分)</p> <p>大学で開設すべき授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分ける。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、専門教育の基礎となる授業科目として、基礎教育科目を置くことができる。</p>	<p>大学設置基準上、……区分は設けないこととし、大学は、「広く知識を授ける」とともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学の目的に基づき、各学部、学科(課程)の教育目的の達成のために必要な授業科目を開設すべき旨規定することとする。</p> <p>☆ 第19~24条(一般教育等科目、授業科目の区分に関する履修上の特例)は削除される。</p> <p>☆ 授業科目区分ごとの専任教員数の基準を定める別表(第11条関係)は無くなる。</p>	<p>大学の学則では、……従来のように、大学で開設する授業科目を専門教育科目、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目等に区分し、従来と同様の最低修得単位数を規定することも可能である。</p> <p>今後、各大学において、一般教育と専門教育との有機的関連性に配慮しつつ、4年間一貫した、調和のとれた、かつ、効果的なカリキュラム編成に取り組むための学内の仕組みを整えるとともに、……各大学において自己点検・評価の実施体制を確立することが重要である。</p>	<p>☆ 一般教育を軽視する大学が出てくる。</p> <p>(大学の専門学校化)</p> <p>☆ 概算要求事項の項目「一般教育等学科目の増設・整備」は無くなる。</p>

現 行	大学審改正案	学期等で定める事項・大学 が実施すべき事項	予測される事象														
<p>第26条（単位の計算方法） 各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="75 327 267 502"> <tr> <td>教室内</td> <td>教室外</td> </tr> <tr> <td>一講 15時間</td> <td>30時間</td> </tr> <tr> <td>義 (22.5～30)</td> <td>(22.5～15)</td> </tr> <tr> <td>二演 30時間</td> <td>15時間</td> </tr> <tr> <td>習 (15時間)</td> <td>(30時間)</td> </tr> <tr> <td>三実実45時間</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>験習</td> <td></td> </tr> </table>	教室内	教室外	一講 15時間	30時間	義 (22.5～30)	(22.5～15)	二演 30時間	15時間	習 (15時間)	(30時間)	三実実45時間	なし	験習		<p>単位計算の根拠として、教室外における準備のための学習時間については規定しない。</p> <p>各授業方法ごとの1単位当たりの授業時間数を次のように定める。</p> <p>講義・演習 15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間</p> <p>実験・実技・実習等 30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間</p> <p>上記計算方法によらない特別の定めを設けることについても考慮すべきである（以下略）。</p> <p>医学・歯学の専門教育科目についても、授業時間数から単位数に換算する基準を設けて単位制に移行する方向で今後さらに検討していくこととする。</p>		<p>☆ 自学自習の基本がおろそかになる。</p>
教室内	教室外																
一講 15時間	30時間																
義 (22.5～30)	(22.5～15)																
二演 30時間	15時間																
習 (15時間)	(30時間)																
三実実45時間	なし																
験習																	
<p>第27条（授業日数） 一年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたり、210日を原則とする。</p>	<p>210日が原則である旨の規定については、一学校週5日制を採用しようとする場合の支障となることが予想されるところであり、一削除することが適当である。</p> <p>35週にわたって授業日数を確保する旨の規定については、一大学の教育機能を強化していく観点からも、授業日数に関する共通の枠組みとして規定しておくことが適当であると考えられる。</p>																
<p>第28条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>これに加え、カリキュラムの体系的性が重要であることをより明確にする方向で規定の見直しをすることが適当である。</p>																
<p>第28条の二（授業期間） 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>芸術の分野 についても、例外規定の例示の一つとして基準上明らかにすることが適当であると考えられる。</p>	<p>学期の区分によって授業が完結されるべきであるという本規定の趣旨が積極的に活用されることが期待される。</p> <p>外国語の演習、体育の実技等で例外を認めている趣旨は、必ずしもその趣旨が十分理解されていないのが現状であり、各大学での活用がのぞまれる。</p>															

現 行	大学審改正案	学則等で定める事項・大学が実施すべき事項	予測される事態
<p>第29条（授業を行う学生数）</p> <p>大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、おおむね50人とする。</p> <p>2 ……人文及び社会の分野に関する授業科目並びに保健体育科目については、大学の事情により、前項に規定する学生数以上とすることができる。ただし特別の場合を除き、200人をこえないものとする。</p>	<p>大学設置基準上、定量的な規定は設けず、各大学における教育条件が悪化しないよう配慮しつつ、定性的な規定に改めることが適当である。</p>		<p>☆ 多人数授業の増加</p>
<p>第30条（授業方法）</p> <p>授業は、講義、実験・実習、演習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p>		<p>今後ますますゼミナール形式の授業など教師と学生の触れ合いを通じた教育が重視される必要があることから、本規定については、このまま存続させることとし、その趣旨が十分活かされるよう各大学での工夫が期待されることである。</p>	
<p>第32条（卒業の要件）</p> <p>卒業の要件は、大学に4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。</p> <p>一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり36単位</p> <p>二 外国語科目については、一の外国語の科目8単位</p> <p>三 保健体育科目については、講義及び実技4単位</p> <p>四 専門教育科目については、76単位（2～4項略）</p>	<p>学生の卒業要件については、学生が修得すべき最低の総単位数を規定することとする。</p> <p>単位の計算方法（26条）を見直す場合、卒業要件として定める最低の総単位数を現行の124単位のままとするかどうかについては、見直しに伴う教員、学生の負担の変化、施設・設備等への影響、さらに、大多数の大学、学部では、卒業に必要な総単位数として124単位をはるかに上回る単位数を設定しているという現状等も考慮しつつ、今後さらに慎重に検討することとする。</p>		<p>☆ 学生にとって、一般教育等科目の履修義務がなくなる。</p> <p>☆ 授業科目区分の廃止と関連して、一般教育等の単位数に係わって、学部教員の負担増が問題となる。（一般教育定員の分属化・一般教育の基礎教育化）</p>
<p>第33条（医学及び歯学の学部の卒業要件）</p> <p>2 学校教育法第55条第二項に規定する専門の課程に進学するための課程（「進学の課程」）に入学者にあっては、前項の規定により修得すべき一般教育科目等の単位は、進学の課程において修得することとする。</p>	<p>進学課程については制度の廃止を含め、今後さらに検討していくこととする。</p> <p>また、医学部、歯学部の必要専任教員数についても、授業科目による区分を設けない方向で検討する。</p> <p>☆ 第33条（医学及び歯学の学部の卒業の要件）の一般教育科目等（64単位以上）の卒業要件（第一項）も削除され、6年一貫教育の実施体制に移行。</p>		

現 行	大学審改正案	学則等で定める事項・大学が実施すべき事項	予測される事態
<p>三 保健体育科目に關する図書300冊以上</p> <p>四 専門教育科目に關する図書及び學術雑誌 (学部の種類に応じて表で規定)</p> <p>第37条 (校舎等施設)</p> <p>4 図書館の閲覧室には、収容定員の5/100以上の座席を備えるものとする。</p>	<p>施設・設備、職員、機能等様々な側面から附属図書館に關する大綱的な基準を定めることが適當である。</p> <p>司書等の専門的職員その他図書館専任職員の配置が必要である旨の規定を新たに設ける。</p> <p>學術情報の収集、整備及び提供並びに他の大学等との相互協力に努めるべきであるとの考え方を盛り込む。</p> <p>閲覧室、書庫など図書館に最低備えるべき施設に關する規定を設ける。</p> <p>学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるべき旨の規定に改める。</p>		
<p>その他学習機会の多様化に關する大学審の改正案</p>		<p>学則等で定める事項・大学が実施すべき事項</p>	<p>予測される事態</p>
<p>a コース登録制・科目登録制の新たな導入</p> <p>学部が開設されている授業科目の一部を履修して一定の単位を取得することが可能な履修制度として、科目登録制(特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)、コース登録制(コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)を新たに導入することが適當である。</p> <p>大学設置基準上は、… 正規課程の教育研究に支障の生じない範囲内で実施すべき旨規定しておくことが適當であると考えられる。</p> <p>将来、… 教員数や施設・設備について本制度のための特別な基準を設けることについても検討することが必要とならう。</p>		<p>本制度により大学の単位を修得した学生が、改めて大学の正規課程に入学した場合、… 本制度によって修得した単位を、その大学の単位として算入できるよう、… することが適當である。</p> <p>各種職業資格の取得要件として、… 本制度を活用することが期待される。</p> <p>本制度の入学資格については、… 各大学の定めるところによるものとするのが適當である。</p>	
<p>b 昼夜開講制の促進</p> <p>昼夜開講制とは、本来、一つの学部、学科で昼夜にわたって授業を開講することを意味するが、実際には、… 昼間学部の中に募集定員を別にする「夜間主コース」を設け、夜間や土曜日の午後等を履修を中心としつつ、一部昼間における履修をもとり入れた形で実施されている。</p> <p>昼夜開講制の実施を促進するため、これを大学設置基準上位置付け。関連規定を整備することが適當である。</p> <p>(昼夜開講制の位置づけ)</p>		<p>昼夜開講制を実施する場合には、学則で昼間コースと夜間主コースごとの学生定員を定める。</p> <p>昼間コースの学生が夜間に開講される授業科目を履修することを認めるかどうか。また、他のコースでの修得単位数を一定の範囲内に制限するかどうかは、各大学の判断による。</p>	

その他学習機会の多様化に関する大学審の改正案	学則等で定める事項・大学が実施すべき事項	予測される事態
<p>履修形態の一方法として、夜間主コースを設け得る旨を設置基準上明示する。</p> <p>（設置認可との関係）</p> <p>夜間主コースを設ける場合には、そのこと自体を認可事項とする必要はないが、大学院の昼夜開講制を実施する場合と同様、協議事項とすることが望ましい。</p> <p>（教員数、校舎等の基準との関係）</p> <p>両コースの学生定員を合わせて、基準を適用するが、両コースの共同利用関係に配慮し、教育研究上の支障のない範囲内で、必要専任教員数、必要校舎面積及び必要校地面積を減ずることができることとする。</p> <p>夜間主コースを置く大学にあっては、その専任教員のための研究室その他の施設を増設するほか、特に照明、衛生等の諸施設については、教育研究に支障のないようにする旨、夜間学部の場合と同様に設置基準に規定する。</p>		<p>☆ 教員の負担増</p>
<p>c 大学以外の教育施設等での学習成果の単位認定の新たな導入</p> <p>現在、学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合、一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度（設置基準31条の二）が設けられている。</p> <p>同様の観点から、大学以外の教育施設等における学習成果であっても、自大学の単位認定の対象とする制度を新たに導入し、大学設置基準上の制度として位置付ける必要がある。</p> <p>この制度を活用して大学が認定しうる単位数は、他の大学又は短期大学との単位互換により認定した単位数と合わせて30単位（現行の単位互換制度により認定し得る単位数）までとすることも一つの考え方であるが、この点に関しては、さらに検討を続けることとする。</p>	<p>単位認定の対象となるプログラム等については、短期大学の専攻科や専門学校のパログラム。技能検定等一定の範囲内とした上で、各大学の判断に任せることが適当である。</p> <p>本制度を大学設置基準に位置付けた場合、実際にこの制度を活用するかどうかは、各大学の判断による。</p>	
<p>d 編入学定員の新たな設定</p> <p>編入学の道を拡大することは、短期大学等に在籍する学生の学習意欲に刺激を与え、短期大学等自体の活性化につながるのと同時に、社会人の再教育を含めた生涯学習の観点からも効果的な施策と考えられる。また、編入学定員の設定に伴い、転学・転学部等の道が拡大されることも期待される。</p> <p>編入学定員が設定しやすくなるよう、大学設置基準の必要専任教員数及び必要校舎面積の基準の設定を、入学定員に基づく方式から、途中年次の編入学定員も含めた学部全体の総学生定員に基づく方式に改める等の必要な改正を行う必要がある。</p>	<p>編入学定員を設定した大学にあっては、学則においてその旨を明示することが必要となる。</p>	